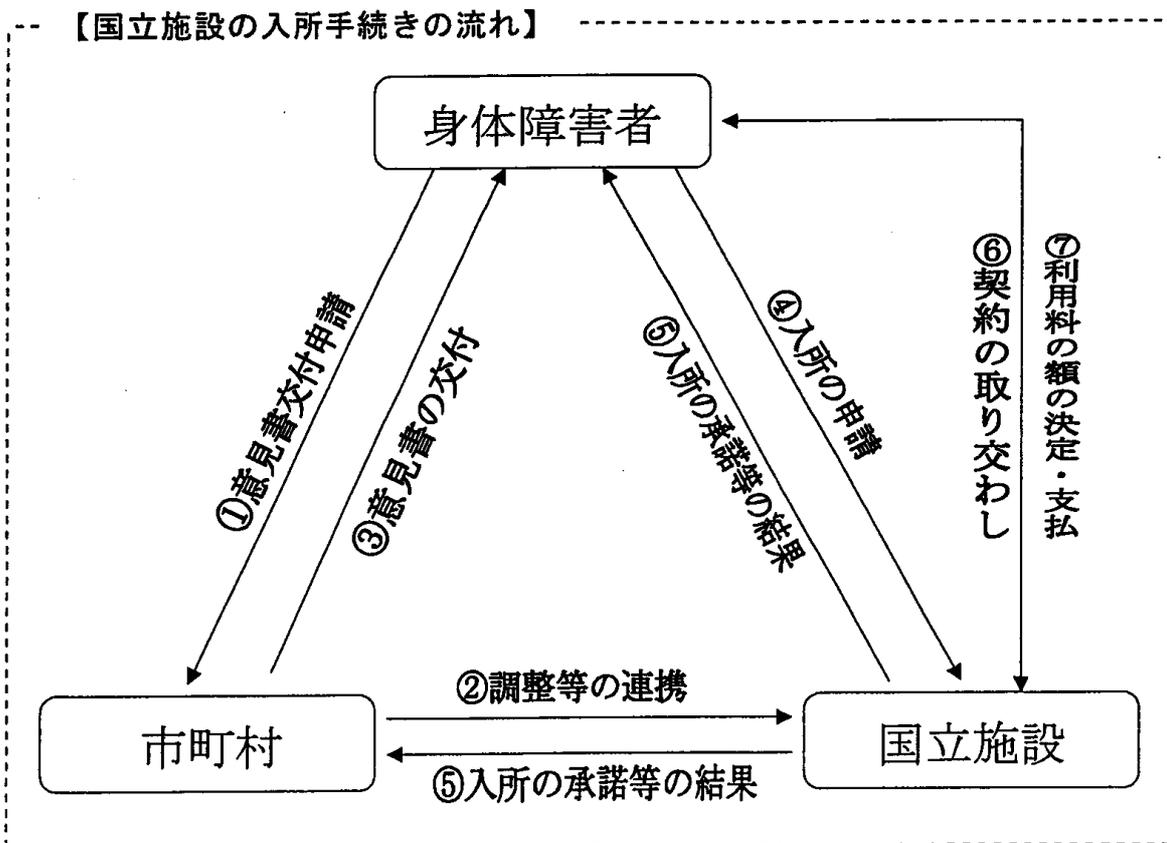


働省社会・援護局長通知)により、「国立施設入所に関する意見書交付申請書」、「国立施設入所に関する意見書」及び「国立施設入所申請書」の様式を示している。また、入所に係る留意事項については、「身体障害者福祉法第17条の3第1項に規定される国の設置する身体障害者更生施設等への入所に係る留意事項について」(平成15年3月28日障企第0328001号障害保健福祉部企画課長通知)において示している。

- ③ 国立施設は、入所の承諾を行った身体障害者に対し、サービスの提供内容等について説明を行い、同意を得た上で契約を取り交わし、その契約は書面により行う。
- ④ 国立施設への入所を希望する身体障害者に関する手続きの流れは下図に示すところであるので、こうした入所手続き等が円滑に進むよう、管内市町村に対しご指導方よろしくお願ひしたい。



## イ その他

### ① 意見書について

身障法第17条の3第3項に規定されている市町村による意見書の作成に当たっては、国立施設と緊密な連携を図るとともに、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合に身体障害者更生相談所に判定を求めるなどのご指導方お願いしたい。

### ② 利用料について

身障法第17条の3第4項及び第5項に規定されている利用料は、国立施設の長が入所の承諾を行った身体障害者の申告により、厚生労働大臣が定める基準に基づき、当該身体障害者及び扶養義務者の負担能力に応じて当該国立施設においてその額を決定することとなっているので、管内市町村に対し、当該申告に係る手続き等に関してご周知願いたい。

#### (利用料額決定の流れ)

- ⑦ 国立施設の長は入所の承諾を行った身体障害者（以下、「入所者」という。）の申告に基づき、厚生労働大臣の定める基準により利用料を算定する。
- ⑧ 国立施設における利用料の額の決定に係る挙証資料は、入所の承諾を受けた身体障害者に対し、当該国立施設の長が提出を求める。
- ⑨ 国立施設において決定した利用料の額は、入所者及び市町村に対し、当該国立施設の長が書面により通知する。

### ③ 国立施設の入所手続き等の見直しについて

今国会に提出している障害者自立支援法案において、国立施設の入所手続き・利用者負担等についても見直しを行うこととしている。その詳細については追ってお知らせする。

# **<企画課社会参加推進室>**

## 1 障害者自立支援・社会参加総合推進事業について

平成16年度より、これまでの社会参加促進関係事業に訪問入浴サービス、更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付等を内容とする自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図り、障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進することとしたところであるが、平成17年度は本年度よりも厳しい財政事情にあることから、各地域内の障害者の実情を十分に把握した上で、障害者IT総合推進事業や盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業をはじめとする各種事業を重点的かつ効率的・効果的に取り組んでいただくようお願いしたい。

障害者自立支援・社会参加総合推進事業は、基本的に障害者自立支援法（案）に規定する地域生活支援事業に再編されることとなるが、同法（案）第2条並びに第77条及び第78条において、地域生活支援事業は、原則として市町村が行い、都道府県がこれをバックアップすることが明記されている。したがって、これまでの都道府県・市町村の担う役割が大きく変化し、特に市町村においては、これまで都道府県が実施してきた事業を担当する機会が増え、事務の移行に伴う新たな事業実施体制の整備が必要となることが予想される。厚生労働省としては、平成17年度の障害者自立支援・社会参加総合推進事業の執行状況を踏まえて、新しい実施体制への移行のための準備を進めていくこととしており、全国的な視点から各地域の先進的な取組事例等の情報収集及びその提供を行っていくこととしている。各都道府県におかれても、管内市町村の障害者社会参加促進事業の取組状況について十分な把握に努められ、市町村における社会参加促進事業のより一層の推進が図られるよう、管内市町村との連絡を密にし、担当者の連絡会議の開催や事業実施にかかる技術的支援などに関し、ご配慮をお願いする。

### (1) 障害者IT総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、平成16年度から、ITに関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンター」を活用し、パソコン教室の開催などを内容とする

「パソコン利用促進事業」を実施し、IT関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者IT総合推進事業」として実施したところである。ITの利活用が障害者の就労能力を引き出し、自立と社会参加を促す効果が期待できることから、さらに積極的な取組をお願いする。

## (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施してきたところであるが、未だすべての都道府県・指定都市において実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施（平成17年度が最終年度の予定）されているものであるため、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

## (3) 手話通訳関係事業

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層の積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれては、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

## (4) バリアフリーのまちづくり活動事業

バリアフリーのまちづくり活動事業のうち、障害者等生活環境基盤整備事業

(ハード事業)は、本年度も社会福祉施設整備費で対応する予定であるが、採択方針等については、おってご連絡する予定である。

#### (5) 身体障害者補助犬の普及について

ア 身体障害者補助犬の普及のためには、身体障害者補助犬法の趣旨、補助犬の役割等についての十分な周知が必要である。

各都道府県等におかれては、従来よりポスター、パンフレット等の配布により、施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、補助犬普及の環境整備のため一層の取り組みをお願いしたい。

イ また、社会福祉事業としての訓練事業や受け入れに関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等についてきめ細かな説明を行い十分な理解を得るとともに、必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により適切な対応をお願いする。

ウ さらに、良質な補助犬がこれを必要とし、かつ犬の管理が適切にできる身体障害者に貸与されるよう「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を活用した補助犬の育成に積極的に取り組むようお願いする。当該事業による育成委託先は、社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人としているところであるのでご了承願いたい。

エ なお、身体障害者補助犬法については、平成14年10月に施行され、本年10月には施行後3年が経過することから、法律の附則により、施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられることとされている。このため、今後、必要な情報の把握等を行うことを予定しているのでご協力をお願いする。

## (6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進

### ア 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、平成16年度に開催されたアテネパラリンピックやメルボルンデフリンピック、スペシャルオリンピックス冬季世界大会などの国際大会に代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

今後は、こうした大会の成果を十分に生かしつつ、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立って、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者スポーツの充実、発展に努める必要がある。

各都道府県等におかれても、上記の状況を踏まえ、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成等の諸事業や各地域の障害者スポーツ関係団体との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進をお願いする。

#### (ア) スペシャルオリンピックス冬季世界大会の開催

本年2月26日から3月5日まで長野県において開催された、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会は、各都道府県等をはじめとする関係機関のご支援をいただき、成功裏に終了したところである。

本大会に参加したアスリートたちが個々の目標と可能性に向かって懸命に取り組む姿は、多くの国民に希望と感動を与え、障害に対する理解を深めたところであり、今後とも、知的障害者のスポーツの充実にご尽力をお願いする。

#### (イ) 障害者スポーツ指導員の確保等

地域における障害者スポーツ推進という観点からは、障害者の身近なところで指導を行う障害者スポーツ指導員の確保が不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」により、

引き続きその養成をお願いする。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ推進の中心的な役割を担うものであるので、今後ともその組織づくりや充実に特段のご配慮をお願いする。

併せて、一般のスポーツ大会への障害者の参加促進に向けた関係部局との連携など、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

#### (ウ) 障害者スポーツ大会の開催

平成17年度の全国障害者スポーツ大会が岡山県において開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」実行委員会事務局宛・平成17年6月30日(木)必着とするので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の厳守についてよろしくお願いする。

なお、全国障害者スポーツ大会は、従前の身体障害者と知的障害者の全国スポーツ大会を統合し、平成13年度から開催しているものであるが、障害者全体のスポーツの推進という観点から、大会実施競技のあり方について、さらに検討を行っていくこととしている。

#### ○ 第5回全国障害者スポーツ大会（「輝いて！おかやま大会」）

開催期間：平成17年11月5日(土)～7日(月)

開催地：岡山県 岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市

主催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、岡山県 他

また、平成18年3月に、冬季パラリンピック競技大会がトリノにおいて開催される予定であるので、選手団の派遣に係る便宜の提供等についてご配慮をお願いします。

○ 2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会

開催期間：平成18年3月10日(金)～19日(日)

開催地：イタリア トリノ

主催：国際パラリンピック委員会、トリノ2006組織委員会

## イ 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度から「障害者芸術・文化祭開催事業」を実施しているところであるが、平成17年度については、山形県のご協力をいただいて開催することとしている。詳細については、平成17年度開催に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いします予定であるのでご了知願うとともに、平成18年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いします。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」における助成対象事業となっているので、各都道府県等におかれても積極的な取組をお願いします。

(別紙)

第 5 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会  
都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 別 個 人 競 技 参 加 枠 割 当 数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	32	41	73	鳥取県	11	16	27
青森県	12	18	30	島根県	12	18	30
岩手県	11	17	28	岡山県	59	90	149
宮城県	10	15	25	広島県	18	25	43
秋田県	11	15	26	山口県	17	23	40
山形県	11	14	25	徳島県	12	18	30
福島県	16	19	35	香川県	13	18	31
茨城県	15	25	40	愛媛県	16	23	39
栃木県	13	19	32	高知県	13	17	30
群馬県	13	18	31	福岡県	19	26	45
埼玉県	34	55	89	佐賀県	9	15	24
千葉県	20	30	50	長崎県	14	21	35
東京都	57	78	135	熊本県	16	22	38
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	16	23	39	宮崎県	12	17	29
富山県	10	14	24	鹿児島県	17	23	40
石川県	10	14	24	沖縄県	11	18	29
福井県	9	12	21	札幌市	13	17	30
山梨県	9	12	21	仙台市	7	12	19
長野県	16	22	38	さいたま市	17	27	44
岐阜県	15	22	37	千葉市	7	11	18
静岡県	17	26	43	横浜市	15	25	40
愛知県	22	37	59	川崎市	7	12	19
三重県	13	18	31	静岡市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	14	20	34
京都府	11	16	27	京都市	13	18	31
大阪府	31	48	79	大阪市	19	24	43
兵庫県	28	40	68	神戸市	18	24	42
奈良県	11	15	26	広島市	12	18	30
和歌山県	11	14	25	北九州市	10	15	25
				福岡市	9	14	23
				合 計	962	1,394	2,356

## 2 補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について

### (1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い

厚生年金保険制度においては、厚生年金保険法第79条の規定に基づく福祉施設事業として、厚生年金受給者等に対して、義肢、装具、車椅子及び補聴器等の支給・修理を行う整形外科療養事業を実施してきたところであるが、当該制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないとされたことから、平成16年度限りで廃止されることとなる。

このことから、昨年10月以降、各社会保険事務所等において、窓口相談業務やポスターの掲示等を通じて当該事業の廃止を利用者に対しお知らせするとともに、平成17年度以降は、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度を利用いただきたい旨の周知が進められている。

したがって、当該事業が廃止されたとしても、これまで給付を受けてこられた方々が困ることのないようにしていくことが大切であるから、厚生年金保険の年金受給者等であって、身体障害者手帳を有する者については、平成17年度以降、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度の対象者となり得ることについて、管内市町村等へ周知願うとともに、今後の補装具給付制度の円滑な運営について御協力をお願いする。

### (2) 平成17年度予算案における改定事項について

平成17年度予算案においては、次の事項に係る改定を予定しているため、管内市町村等に対する周知等をお願いする。

なお、詳細については、改めて通知することとしている。

#### ア 費用徴収基準の見直し

身体障害者に係る補装具給付事業及び日常生活用具給付等事業における利用者からの費用徴収については、これまで市町村民税非課税世帯からは費用徴収をしない取扱いとしてきたところであるが、既に市町村民税非課税世帯から費用徴収を実施している身体障害児補装具給付事業等、他制度との均衡を図る観点から、